

婦人関係業務資料 No. 52

婦 人 の 地 位

— その現状と課題 —

労働省婦人少年局

は し が き

このパンフレットは、第24回婦人週間を実施するにあたり、運動の趣旨と目標について、各方面の理解をうるために作成したものです。ご活用いただければ幸いです。

昭和47年2月

労働省婦人少年局

目 次

I 婦人週間設定の趣旨	(1)
II 婦人週間の経過	(1)
III 第24回婦人週間のテーマ	(3)
IV 啓発活動の重点	(9)
付	
○ 第24回婦人週間実施要綱	(10)
○ 婦人週間の目標及びスローガン	(12)

I 婦人週間設定の趣旨

婦人の地位向上をはかるためには、婦人自身及び社会一般が不断の努力を重ねるとともに、一定の期間を設けて強力な運動を展開することが必要と考えられますので、労働省では、昭和24年から「婦人週間」を設けて、毎年、婦人の地位向上のための啓発活動を行なうことにしました。その期間としては、4月10日に始まる1週間を選びました。

婦人に参政権を与える法律は、昭和20年12月15日、国会において選挙法の改正が成立し、同月17日公布されました。その日から、日本の婦人は参政権を持ちましたが、実際には、翌21年の第22回衆議院議員総選挙において、日本の歴史上初めて婦人が投票場の門をくぐり、わが国の歴史に刻まれる記念すべき日となりました。

この日こそ、先覚的婦人たちの長年の宿望と、困難な努力の果たした日であり、さらに、日本の近代国家としての出発を内外に示した日でもあります。当時、婦人団体等の間には、この日を国の祝祭日に加えたいという運動もありました。労働省でも、婦人の地位を高めるための特別啓発期間として、この意義深い日にはじまる一週間を「婦人週間」として選びました。

II 婦人週間の経過

1 テーマについて

労働省では、毎年の婦人週間にあたって、婦人に関するその時の問題をテーマとして選び、運動をすすめることとしています。テーマの設定については、まだ、前近代的なものの残っていた昭和20年代には、婦人の環境の民主化と整備、また、婦人自身の努力による成長に重きをおいて定められ、30年代になると、急速に変動しつつ近代化する社会における婦人の役わりを、各

分野の問題に関して、取上げました。昭和40年代に入っては一步を進め、婦人の能力を生かすことを呼びかけ、個人としての、社会の一員としての生きかたや、婦人の社会参加と家庭責任の調和ということにポイントを置いてテーマを設定してきました。

さて本年は、婦人週間が設けられてから24年目に当たります。この4分の1世紀に近い歳月の、政治・経済等、日本の社会の発展、変動には激しいものがあり、婦人自身の生活も、その中で大きく変わってきました。そして、婦人は社会の、職場の一員として、また家庭の管理者として、自覚を持って能力を生かし活動するようになってきました。

しかし、わが国は、いまや国際的な政治・経済の仕組みの中に一層堅く組みこまれてきたと同時に、福祉国家として新たに発展しようとしているところです。その中にあって、婦人の能力が十分発揮され、その地位が社会の各分野で、家庭で、高く堅固なものとなることが、日本社会の真に豊かな発展と安定のために重要なことがらであると考えられます。そのために今日この時点において、改めて婦人の地位を問いなおし、問題となることがらを解明していく必要があると考えられ、新たな視野をもって婦人の地位を検討することを強調します。

2 行事の運営について

婦人週間には、例年、関係官公庁をはじめ婦人団体、青年団体、労働組合、また報道機関の協力により、週間の趣旨に沿った各種の行事が、全国各地で行なわれ、この週間の意義は広く認識され、それぞれの機関や団体で年例行事として実施されるようになっていきます。

労働省は主唱機関として、週間のテーマ、その趣旨や重点を明らかにして、各方面に協力を依頼していますが、それぞれの立場に応じて、自主的にこの週間の趣旨に沿った行事が行なわれるよう期待しています。

なお、主唱者側が行なう主要行事は次のとおりです。

◎ 第20回全国婦人会議

日 時 4月11日・12日

開催地 宮城県（仙台市）

共 催 N H K

後 援 宮城県・仙台市

協 賛 文部省・厚生省・農林省

◎ 地方婦人少年室が中心となり、各都道府県において行なう地方婦人会議・婦人大会等

Ⅲ 第24回婦人週間のテーマ

戦後わが国婦人の地位は大きく進展しました。

この婦人の地位が四半世紀間のいちじるしい社会変動と、それによる生活や意識の変化等により、どのように変化進展したでしょうか、さらに婦人の地位の向上を図るうえで、なお残存する問題はなんでしょうか。

婦人の地位向上に関する行政の開始以来25年を経過した今日、婦人の地位にもっともかかわり深い結婚や家庭、職業の問題あるいは市民としての問題など、総括的な検討をし、あすへの前進を促すために、本年のテーマは次のように定めます。

テーマ 婦 人 の 地 位

—— その現状と課題 ——

このテーマについて、労働省の観点をのべます。

1 変動する世界の中の日本と、日本の女性

わが国が、次々と寄せてくる大きく多様な国際的問題や変動を乗り越えつ

つ発展を続けるためには、産業界はもとより、社会のあり方全般にわたって明確な判断力と実行力が重要となっており、わが国はいま非常にきびしい時点に置かれているといえましょう。

このことは、当然、国民生活の各面にも波及してきており、女性の生活にも大きな変化がみられます。そして女性は、このような動きにどのように対処していったらよいでしょうか。

新しい女性パワーと社会活動

かえりみますに、最近、わが国の女性の成長には目ざましいものがあり、一部のエリート的女性ばかりでなく、一般に豊かな教養と、生活者としての認識・自覚を持つ市民としての地位を固めつつあります。

家庭においては、都市・農村、また階層の如何を問わず、家庭生活の合理化が全国的に進行し、女性は、その余暇を職場進出や社会活動への参加に「主婦パワー」ともいうべきエネルギーを発揮しつつあります。

また、1970年ころから、アメリカに起こってきたウーマン・リベレーション運動（いわゆるウーマン・リブ）は根源的な男女の平等、自由など、婦人の新たな解放をとらえつつあり、わが国においても関心が持たれつつあります。

働く女性

最近の女性の著しい変化の一つは、その生涯の中で職業生活の占める比重がたいへん高まったことといえましょう。

いま、雇われて働く女性は、全雇用労働者の1/3を越え、主婦等のパートタイマーを含めて、労働力不足を補うとともに、産業界を支える大きな力となっています。

また、これらの女性は、その能力を発揮して充実した職業生活を営むこと

ができる労働環境を男性と同様に得るよう、主張し、努力しています。

なおまた、企業その他の職場で高い地位に起用され、期待にこたえている女性も出てきています。

女性と参政権

参政権を得た当初に比べてみますと、今日の女性は政治即生活の認識が深まってきたうえ、国際的な動きの中の日本、という広い視野をもって政治を見るようになりました。

その現象の一つとして、女性の投票率は高まり、時に男性の投票率を上回る場合も少なくありません。女性が有権者の過半数を占める今日、この現象は、日本の政治のありようを左右する大きな力として注目されるべきことがらであり、婦人の地位を高める要素の一つとなっているといえましょう。

2 今日の社会における諸問題と女性

生活環境では

いま日本の社会では、工業化の急進する時代の副産物ともいべき多くの問題が起こっていて、人々の正常な日常生活や、豊かな情緒生活の維持を困難にさせることがらが少なくありません。これらの問題に対して多くの女性が、その解明に動き出していますが、無関心な女性もまだ少なくありません。

家庭生活では

家庭では、個人生活は尊重されるようになりましたが、家族構成員の各々が常に忙がしく、せわしい気分で、くつろいで一緒に話し合う時間が持ちにくくなり、核家族化が進み、家族数が減少しているにもかかわらず、夫婦・

親子間の親和力はうすれ、家庭管理上、主婦の能力が十分発揮されているとはいいい難い場合も少なくありません。

職場では

職場では、女性を高い地位に置いて活用する例も少なからず出てきてはいますが、しかし一般的には、女性の起用や、また、その能力の開発の機会などはまだ少なく、女性の力量を十分に生かしているとはいいい難い状況です。職場での取扱いに依然として見られる男女の不平等、差別とともに、女性自らの仕事への責任感や積極性にも十分とはいいがたいものもあって、婦人の地位がまだ高くはないと考えられるところです。

なおまた、育児などの家庭責任と就労との調和についても、深刻な問題は、なお続いています。

また、パートタイムで働く女性は、人員整理の容易な対象であるなど、働く者としての地位も不安定で、労働の諸条件等にも問題が多くあります。

農家の主婦の場合には

農家の主婦の中にも、工場等へ農外就労に出る傾向が高まり、都市における共働きと同様の問題が起こりつつあります。また、経済上の地位は上がったかにみえる一面、多少を問わず担っている農作業や、工場等の不慣れた作業形態などから、生理的異和を訴えるものも多いなど、新しい問題が出てきています。

女性の政治参加では

女性の政治参加への積極性はよろこばしいことで、投票についても自主的に候補者を選ぶ女性が多くなってはいますが、一方いまだに「女性はねらいやすい」という声も消えていないのは考えさせられることです。また、国会

はもとより、特に市町村等、身近な行政に対して、議員やその他の公職にも積極的に進出する気まえばあまり強くないようです。現在、女性の議席に占める数は、まだ、きわめて少なく、重要な意思決定についても女性不在のまま行なわれています。一方、行政への知識や判断力などが、女性には十分身につけていないということもいえます。

3 婦人の地位について

すでにのべたように、いまだに多くの問題がありますが、一般的に、都市・農村を問わず女性パワーともいうべき力は、今日の社会の各分野で育ち強まりつつあり、婦人の地位は向上してきたと見られています。しかし、婦人が近代的諸権利と責任の主体としての地位を得てから4分の1世紀を経た今日、はたして本当に婦人の地位は向上しているでしょうか、その現状はどうでしょうか。また、新しい時代の動きの中で、どのようなことが、今後の地位の向上につながる課題なのでしょう。お互いに問いなおしてみよう。たとえば、このようなことについてはどうなっているでしょう。

家庭生活の面で

- 家庭生活を営むうえでの夫婦の分担は、どのようになっているでしょう。妻は建設的な発言をしているでしょうか。
- 家事労働や家業に従事する妻の仕事は、どのように評価されているでしょうか。
- 「結婚」ということは、女性にとって、どのような意義をもつものなのでしょうか。とくに戸籍や改姓、扶養や財産権や相続について、はっきりと認識されているでしょうか。

職場の生活で

- 職場で、能力をたかめ発揮する機会は、女性の場合どのように与えられ、

また積極的に参加しているでしょうか。昇格等のための研修などに参加できているでしょうか。女性だからということで、選職や就業の機会が十分に与えられないということはないでしょうか。

- 女性のしている仕事が、十分に認められ、仕事に関して自由に意見をのべたり、良い考えは取り上げられているでしょうか。
- 職業人としての責任を積極的に果たしているでしょうか。
- 職業を持つことと家庭責任の調和はうまくいっているでしょうか。そのために、主婦ひとりが心身ともに苦勞しているということはないでしょうか。家族の協力は行なわれているでしょうか。

農村で

- 農村に残っている独特の慣習について、女性であるがために苦勞することはないでしょうか。
- 地域や社会で、今日の時代にふさわしくないと思うことがらについて意見を持ち、その発言権は生かされているでしょうか。
- 夫に代わる農業経営者として、企画・経営の力を持っているでしょうか、また、その力量は認められているでしょうか。
- 工場や内職に働く農村婦人は、そのことが家庭で、地域で、どのように評価されているでしょうか、また、自ら働いて得た収入を、計画的に使っているでしょうか。
- さらに、以上のような多角的な役わりを果たす主婦の、心身の健康は守られているでしょうか。

市民生活において

- 女性だからという理由で、大小の契約や商取引などに不利益をこうむることはないでしょうか。また、経済活動についての十分な知識を持っている

でしょうか。

- 選挙民としての責任を十分に自覚し、選出された議員の言動に注目し、必要な提言や支援についても積極性を持っているでしょうか。

自ら、議員や公職への進出について意欲を持っているでしょうか。

- 地域の住民として、生活環境を守る責任を自覚し、連帯感をもって積極的に活動に参加しているでしょうか。

また、その意見や要望を行政に反映させる努力をしているでしょうか。

家庭で、学校で

- 女子を、自主性・積極性のある人間として育てるための教育やしつけが、十分に行なわれているでしょうか。

以上のようなことがらは、一例としてあげてみたものですが、このようなことを婦人の地位を考えるうえでの手がかりとして、個人で、グループで、その現状を広い視野をもって問うとともに、各分野で婦人の地位の向上に関して、将来にわたる問題点を検討することを、本年のテーマのねらいとします。

IV 啓発活動の重点

本年のテーマについて、啓発活動の重点とするところは次のとおりです。

- (1) 婦人の地位の向上が、わが国社会の豊かな発展にとって重要であることの認識を促す。

女性がその天性の豊かな資質を生かしつつ、家庭の管理者、職業人、また市民として能力を十分に発揮して充実した生活を営み、また、それぞれの立場で、家庭や社会に貢献するということは、女性自身の幸福のみでな

く、わが国社会の経済に、政治に、個々の生活に、豊かなものをもたらす不可欠なことがらであるという認識を、女性自身及び社会一般の間に深めるように促す。

- (2) 婦人の地位を向上させていくうえで、今日の現状をよく見きわめ、なお残存する問題を知り、これに対処する方法を検討するよう促す。

婦人の地位は向上した、といわれているが、今日、なお多くの問題があり、さらに今日の社会の強い動きの中での新しい課題は何か、女性はどうあったらよいかを、それぞれが十分に検討するよう促す。

付

第24回婦人週間実施要綱

1 趣 旨

婦人週間は婦人の地位向上のための特別運動として設けられたもので、わが国婦人の最初の参政権行使の日である4月10日から1週間全国的に行なっています。

この週間の実施にあたって労働省では例年特定のテーマをえらんで運動をすすめていますが、本年は下記によって実施します。

2 テーマ

婦人の地位

— その現状と課題 —

戦後わが国婦人の地位は大きく進展しました。

この婦人の地位が四半世紀間のいちじろしい社会変動とそれによる生活や意識の変化等によりどのように変化進展したでしょうか、さらに婦人の地位の向上を図るうえでなお残存する問題はなんでしょうか。

婦人の地位向上に関する行政の開始以来25年を経過した今日、婦人の地位にもっともかかわりの深い結婚や家庭、職業の問題あるいは市民としての問題など、総合的な検討をし、あすへの前進を促そうとするものです。

3 期 間 昭和47年4月10日～16日

4 主 唱 労 働 省

5 協力を依頼する機関団体

関係官公庁、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職能団体、文化団体、報道機関、その他

6 主唱機関の行なうこと

- ・第20回全国婦人会議（於仙台）
- ・地方婦人会議
- ・大会その他地方の実情に応じた行事
- ・本運動の趣旨徹底をはかるための資料の作成と広報活動

婦人週間の目標及びスローガン

年 次	目 標	ス ロ ー ガ ン
24年 (第1回)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	もっと高めましょう 私達の力を 私達の地位を 私達の自覚を
25年 (第2回)	1. 家庭から戦場から封建制をなくしましょう 2. 私達の権利と義務を知りましょう	(目標と同じ)
26年 (第3回)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	社会のためにやくだつ 婦人となりましょう
27年 (第4回)	婦人の地位の再認識とその向上	よりよい社会をつくるために権利と義務をいかし ましょう
28年 (第5回)	婦人の自主性の確立	のばしましょう 自分で考え行動する力
29年 (第6回)	婦人の実力の涵養	婦人の実力をそだてま しょう — 家庭や社会の 経済生活において —
30年 (第7回)	社会人としての婦人の実力の涵養 — 個人関係、地域社会、職場等に おいて、また世論形成者として —	よりよい社会をつくる力 になりましょう
31年 (第8回)	婦人の力を役立たせる — とくに明るい家庭の建設のために —	みんなで日本の家庭を 明るく
32年 (第9回)	婦人の力を役立たせる — とくに近代的な 人間関係の確立のために —	まず話しあいましょう あかるい人間関係をつく るために

年 次	目 標	ス ロ ー ガ ン
33年 (第10回)	婦人の力を役立たせる —正しい協同活動をとおして—	育てましょう 正しい協同活動を
34年 (第11回)	婦人の自主性の確立 —とくに集団との関係において—	個人の自由と責任が集団 をそだてる
35年 (第12回)	生活時間の自主的な設計	まず生活時間割を そして自由時間を —自分のためにみんな のしあわせのために—
36年 (第13回)	次の世代の成長に貢献する —とくに社会のよき 一員としての人格形成に—	次の世代の成長に 婦人の深い英知を
37年 (第14回)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し新しい秩序をそだてるために努力する	生活に新しい秩序をそだ てよう —変化のはげしい 今日の社会において—
38年 (第15回)	婦人が社会的良心を生かし育てて 明るい社会を築くよう努力する	みんなの社会的良心が住 みよいあすを築く
39年 (第16回)	現代社会における家庭の役わり —産業化と家庭の問題—	(目標と同じ)
40年 (第17回)	わたくしたちの文化 —その現状とあすへの課題—	(")
41年 (第18回)	今日における婦人の役わり —進展する社会のなかで—	(")
42年 (第19回)	婦人の能力を生かす	婦人の能力を生かす —ゆたかな人生のため にあすの日本のため に—
43年 (第20回)	婦人の能力を生かす —社会のよき一員として—	婦人の能力を 社会のために

年 次	目 標	ス ロ ー ガ ン
44年 (第21回)	婦人の能力を生かす —自主的な生活設計をもって—	自主的な生活設計を —あなたの 能力を生かすために—
45年 (第22回)	婦人の能力を生かす —社会参加と家庭責任—	社会参加と家庭責任 —婦人の能力を生かす—
46年 (第23回)	今日に生きる女性の権利と責任 —婦人参政25周年にあたって—	今日に生きる女性 —その権利と責任—